

平成 年国土交通省告示第 号（かぶりの規定を適用しない工作物の構造方法）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百十条又は同令第四百十二条で準用される同令第七十九条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定を適用しない工作物の部材の構造方法を次のように定める。

平成 年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

建築基準法施行令第四百十条又は同令第四百十二条で準用される同令第七十九条第一項の規定を適用しない工作物の部材の構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四百十条又は第四百十二条で準用される令第七十九条第一項の規定を適用しない工作物の部材は、次に掲げるものとする。

一 擁壁に用いられるもので、その構造が平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第一項の規定に適合するもの

二 柱その他これに類するものとして用いられるもので、その構造が日本工業規格 A五三七三（プレキャストプレストレストコンクリート製品）—二〇〇四 附属書一 ポール類に適合するもの（鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを十五ミリメートル以上としたものに限る。）